

住宅用火災警報器を設置しましたか！！

平成23年6月から、「住宅用火災警報器」の設置が義務化されました。住宅火災からの逃げ遅れをなくするため、まだ設置がお済でないご家庭では、早期の取り付けをお願いします。また、この取組みを進めるため地域の高齢者や障がいをお持ちの方々への取り付けに関する支援も重要です。

大和市消防本部では、皆さんが地域において、安全で安心に暮らせるよう設置支援を行っています。

なぜ設置するの？

住宅火災による死者は毎年全国で800人以上です。その原因の多くは「逃げ遅れ」です。

そこで、火災を早期に発見し、住宅火災から逃げ遅れを防ぐため住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。



どこで販売しているの？

- ・ホームセンターや家電量販店、防災設備取扱店などで購入できます。
- ・購入する際は、規格に適合した下記の合格表示が付いているものを目安に選びましょう。
- ・価格は機種にもよりますが、約3,000円～10,000円が中心です。



住宅用火災警報器って何？

火災の煙や熱を感知して、警報ブザーや音声で知らせくれる機器です。寝室や階段に煙式を設置します。

取り付けの際は、商品の取り扱い説明書をよくお読みください。

市内での奏功事例

住宅用火災警報器を取り付けていたおかげで、大切な命や財産を守ることができた事例

- ・居住者が就寝中、住宅用火災警報器の警報音で目覚め、初期消火を行い、ボヤで事なきを得た。

どこに設置するの？

- ①寝室・・・就寝の用に供する居室
- ②階段・・・寝室のある階の階段等

※台所については、設置義務はありませんが、火災の早期発見のため設置しましょう。



悪質訪問販売にご注意を！

- ◆消防職員等の振りをして販売する。（「消防署の方からきました」など）
 - ◆恐怖心をあおる、おどす。
 - ◆不正な価格を強調する。
- 消防職員が住宅用火災警報器を販売することはありません。不審に思った時は、「大和市消費生活センター」へご連絡ください。⇒ ☎260-5120



●設置にお困りの方は、「取り付け支援」をご利用下さい●

高齢者や障がいをお持ちの方、病気などで高所の取り付けが困難な方はご相談ください。消防職員や消防団員が住宅用火災警報器の取り付け支援を行いません。

※（取り付けは電池式のみ行います。）

※ **取り付け費用は無料です。**

●問い合わせ先：大和市消防本部予防課 ☎260-5727

